

R 〈公益社団法人日本複製権センター委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家族内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://www.jrcc.or.jp/>／電話：03-6809-1281〉

はしがき

どの資格試験においても、「過去問」は重要です。過去問を分析・学習することは合格への近道です。

本書は、平成29年度から令和5年度までの本試験問題の各肢を項目・根拠条文別に整理・分類して収録し、1問1答式で過去問を学習できるように工夫しました。これにより、次のように使うことができます。

① 毎日の学習成果の確認ができる

その日学習したことを確認しようと、5肢択一の過去問をやってみたが、まだ学習していないことまで問われてしまい、今ひとつピンとこない。このようなとき、過去問の肢を項目別に収録し、1問1答式で答えられる本書なら、その日学習したことをすぐ確認できます。

② 弱点分野の克服に活用できる

ある程度学習が進み、自分の弱点分野がわかってきたとき、条文・テーマ別に問題を収録した本書で、弱点分野を集中的に学習できます。

③ 直前期の総まとめにも最適

本試験の直前期において、1から基本書を読み直す時間がない、問題集を解く時間がない。そのようなとき、本書で重要な条文やポイントに目をとおすことで、総まとめができます。

難化傾向にあるといわれている行政書士試験ですが、条文・判例がベースとなっていることに変わりはありません（本書を見れば一目瞭然です）。しかし、広範にわたる試験科目の条文をすべて覚えなければならないのか？というところではありません。頻繁に出題される条文というものがあるのです。ポイントとなる条文を把握し、理解していけば、自ずと合格ラインは見えてくるはずです。

本書を有効に活用し、十分な実力を養い、合格の栄冠を勝ち取ることを願っております。

2024年7月 東京法経学院 専任講師／行政書士 笠原裕明

本書の使い方

本書は、平成29年度から令和5年度までの本試験問題の各肢を項目・根拠条文ごとに整理・分類して収録した1問1答式の過去問集です。大きく「問題編」と「解説編」で構成されています。

1 条文・ポイント・判例

本試験の各肢は、根拠となる条文・ポイント・判例ごとに整理して収録しています。また、記述式問題も根拠となる条文ごとに収録しています。

- ① **条文**…解答の根拠になる条文です。
- ② **ポイント**…行政法、基礎法学など、出題が条文に基づかない科目については、ポイントを掲示し、ポイントごとに肢を収録しています。
- ③ **判例**…過去に出題された判例はもちろん、今後出題が予想される重要な判例も収録しています。

2 本書の問題は、記述式の問題及び個数問題を除き、○×で解答ができるようになっています。できなかつた問題に印を付ける等してチェックボックスを活用してください。なお、各肢の文末に付いている「(29-1-1)」は出題年度と問題番号及び肢番号を表しています。

ご利用上の注意

- 1 本書は、2024年4月1日現在の法令に準じて編集しています。
- 2 さらに効果的な学習のために、弊社刊行「行政書士受験必携六法」「行政書士過去問マスターDX」をぜひご活用ください。
- 3 1問ずつに出題の年度・問題番号・肢番号を示しています。たとえば、「P. Q. [Past Questions (過去問)] →H29-1-1」とは、平成29年度第1問肢1の出題文であることを示しています。

目 次

第 1 行政書士の業務に関し必要な法令等	1
1 憲 法	3
第 1 章 天 皇	5
第 3 章 国民の権利及び義務	7
第 4 章 国 会	14
第 5 章 内 閣	18
第 6 章 司 法	21
第 7 章 財 政	24
第 10 章 最高法規	25
〔判例を根拠とした出題〕	27
2 行政法	47
1 行政法の一般的な法理論	49
I 行政法の基礎	49
II 行政上の法律関係	52
III 行政組織法	54
① 内閣法・国家行政組織法	54
② 公務員法	55
③ 公物法	55
IV 行政立法	56
V 行政行為	59
① 行政行為の種類	59
② 行政行為の効力	59
③ 行政裁量	59
④ 行政行為の瑕疵	61
⑤ 行政行為の取消し・撤回	62
⑥ 行政行為の附款	64
VI 行政強制	65
① 行政代執行	65
② 執行罰	66
③ 直接強制・行政上の強制徴収	67

④ 即時強制	67
VII 行政罰	68
VIII 行政調査	69
IX 行政契約	70
X 行政指導	71
XI 行政計画	72
2 行政手続法	73
第1章 総則	73
第2章 申請に対する処分	78
第3章 不利益処分	82
第4章 行政指導	91
第4章の2 処分等の求め	95
第6章 意見公募手続等	96
3 行政不服審査法	100
第1章 総則	100
第2章 審査請求	106
第3章 再調査の請求	127
第4章 再審査請求	128
第5章 行政不服審査会等	130
第6章 補則	131
4 行政事件訴訟法	133
第1章 総則	133
第2章 抗告訴訟	139
第5章 補則	157
5 国家賠償法	158
6 損失補償	166
7 地方自治法	167
第1編 総則	167
第2編 普通地方公共団体	171
第2章 住民	171
第3章 条例及び規則	173
第4章 選挙	175
第5章 直接請求	176
第6章 議会	179
第7章 執行機関	183

第9章 財 務	188
第10章 公の施設	195
第11章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間 の関係	199
第3編 特別地方公共団体	204
第2章 特別区	204
3 民 法	207
第1編 総 則	209
第2章 人	209
第3章 法 人	212
第4章 物	213
第5章 法律行為	214
第7章 時 効	224
第2編 物 権	227
第1章 総 則	227
第2章 占有権	231
第3章 所有権	233
第4章 地上権	234
第6章 地役権	236
第7章 留置権	237
第8章 先取特権	239
第9章 質 権	241
第10章 抵当権	243
第3編 債 権	251
第1章 総 則	251
第2章 契 約	267
第3章 事務管理	286
第4章 不当利得	288
第5章 不法行為	289
第4編 親 族	298
第2章 婚 姻	298
第3章 親 子	302
第5章 後 見	305
第6章 保佐及び補助	307

第5編 相続	308
第3章 相続の効力	308
第7章 遺言	311
第8章 配偶者の居住の権利	315
4 商法・会社法	319
1 商法	321
第1編 総則	321
第2章 商人	321
第4章 商号	322
第2編 商行為	324
第1章 総則	324
第8章 運送営業	329
第9章 寄託	331
2 会社法	332
第1編 総則	332
第1章 通則	332
第2編 株式会社	335
第1章 設立	335
第2章 株式	347
第4章 機関	362
第5章 計算等	383
第7編 雑則	388
第2章 訴訟	388
第4章 登記	391
5 基礎法学	393

第2 行政書士の業務に関し必要な基礎知識 …… 403

1 行政機関情報公開法 ……………	405
第1章 総則 ……………	405
第2章 行政文書の開示 ……………	406
第3章 審査請求等 ……………	407
第4章 補則 ……………	408
2 公文書管理法 ……………	409
第6章 雑則 ……………	409
3 個人情報保護法 ……………	410
第1章 総則 ……………	410
第4章 個人情報取扱事業者等の義務等 ……………	411
第5章 行政機関等の義務等 ……………	416
第6章 個人情報保護委員会 ……………	423

第1

行政書士の業務に関し 必要な法令等

中 憲 法

第1章 天皇

§ 1 【天皇の地位・国民主権】

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

- 1 憲法上の象徴としての天皇には民事裁判権は及ばないが、私人としての天皇については当然に民事裁判権が及ぶ。 P. Q. → H29-3-4

§ 3 【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

- 1 衆議院が内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は衆議院を解散できるが、この場合には、内閣によりすでに解散が決定されているので、天皇は、内閣の助言と承認を経ず、国事行為として衆議院議員選挙の公示を行うことができると解される。 P. Q. → R2-6-4

§ 7 【天皇の国事行為】

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正，法律，政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦，特赦，減刑，刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

- 1 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎない、と考えるならば、国事行為としての衆議院の解散の宣言について内閣が助言と承認の権能を有しているからといって、内閣が憲法上当然に解散権を有していると決めつけることはできない、という結論が導かれる。 P. Q. → R 2-6-5
- 2 国会が議決した予算の公布は、法律、政令、条約などの公布と同様に、憲法上、天皇の国事行為とされている。 P. Q. → R 5-7-1

§ 8 [皇室の財産授受]

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

- 1 皇室の費用はすべて、予算に計上して国会の議決を経なければならないが、皇室が財産を譲り受けたり、賜与したりするような場合には、国会の議決に基づく必要はない。 P. Q. → R 5-7-4

目 次

第 1 行政書士の業務に関し必要な法令等	1
1 憲 法	3
第 1 章 天 皇	5
第 3 章 国民の権利及び義務	6
第 4 章 国 会	13
第 5 章 内 閣	16
第 6 章 司 法	18
第 7 章 財 政	20
第 10 章 最高法規	21
〔判例を根拠とした出題〕	23
2 行政法	37
1 行政法の一般的な法理論	39
I 行政法の基礎	39
II 行政上の法律関係	41
III 行政組織法	44
① 内閣法・国家行政組織法	44
② 公務員法	44
③ 公物法	45
IV 行政立法	46
V 行政行為	49
① 行政行為の種類	49
② 行政行為の効力	49
③ 行政裁量	49
④ 行政行為の瑕疵	52
⑤ 行政行為の取消し・撤回	54
⑥ 行政行為の附款	55
VI 行政強制	56
① 行政代執行	56
② 執行罰	57
③ 直接強制・行政上の強制徴収	57

④ 即時強制	57
VII 行政罰	58
VIII 行政調査	59
IX 行政契約	61
X 行政指導	63
XI 行政計画	64
2 行政手続法	65
第1章 総 則	65
第2章 申請に対する処分	68
第3章 不利益処分	72
第4章 行政指導	76
第4章の2 処分等の求め	78
第6章 意見公募手続等	79
3 行政不服審査法	81
第1章 総 則	81
第2章 審査請求	86
第3章 再調査の請求	96
第4章 再審査請求	97
第5章 行政不服審査会等	98
第6章 補 則	99
4 行政事件訴訟法	100
第1章 総 則	100
第2章 抗告訴訟	106
第5章 補 則	119
5 国家賠償法	120
6 損失補償	132
7 地方自治法	134
第1編 総 則	134
第2編 普通地方公共団体	136
第2章 住 民	136
第3章 条例及び規則	137
第4章 選 挙	139
第5章 直接請求	140
第6章 議 会	142
第7章 執行機関	145

第9章 財 務	148
第10章 公の施設	152
第11章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間 の関係	155
第3編 特別地方公共団体	158
第2章 特別区	158
3 民 法	159
第1編 総 則	161
第2章 人	161
第3章 法 人	163
第4章 物	164
第5章 法律行為	165
第7章 時 効	172
第2編 物 権	175
第1章 総 則	175
第2章 占有権	179
第3章 所有権	181
第4章 地上権	182
第6章 地役権	183
第7章 留置権	184
第8章 先取特権	186
第9章 質 権	187
第10章 抵当権	188
第3編 債 権	194
第1章 総 則	194
第2章 契 約	202
第3章 事務管理	211
第4章 不当利得	212
第5章 不法行為	213
第4編 親 族	222
第2章 婚 姻	222
第3章 親 子	224
第5章 後 見	226
第6章 保佐及び補助	227

第5編 相続	228
第3章 相続の効力	228
第7章 遺言	229
第8章 配偶者の居住の権利	231
4 商法・会社法	233
1 商法	235
第1編 総則	235
第2章 商人	235
第4章 商号	236
第2編 商行為	237
第1章 総則	237
第8章 運送営業	240
第9章 寄託	241
2 会社法	242
第1編 総則	242
第1章 通則	242
第2編 株式会社	243
第1章 設立	243
第2章 株式	248
第4章 機関	253
第5章 計算等	261
第7編 雑則	263
第2章 訴訟	263
第4章 登記	264
5 基礎法学	265

第2 行政書士の業務に関し必要な基礎知識 …… 275

1 行政機関情報公開法 ……	277
第1章 総則 ……	277
第2章 行政文書の開示 ……	278
第3章 審査請求等 ……	279
第4章 補則 ……	280
2 公文書管理法 ……	281
第6章 雑則 ……	281
3 個人情報保護法 ……	282
第1章 総則 ……	282
第4章 個人情報取扱事業者等の義務等 ……	283
第5章 行政機関等の義務等 ……	285
第6章 個人情報保護委員会 ……	288

第1

行政書士の業務に関し 必要な法令等

中 憲 法

第1章 天皇

§ 1 〔天皇の地位・国民主権〕

- 1 誤 判例（最判平元・11・20）は、「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばない」と判示している。また、同判例は私人としての天皇について、直接言及しないものの、「訴状において天皇を被告とする訴えについては、その訴状を却下すべき」と判示し、被告となる天皇が私人であるか否かにかかわらず訴えを却下すべきとしていることから、後段の記述は妥当でない。 P. Q. →H29-3-4

§ 3 〔天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認〕

- 1 誤 憲法69条に基づく解散が行われた場合であっても、国事行為としての総選挙の公示については内閣の助言と承認が必要である（3条，7条4号）。 P. Q. →R2-6-4

§ 7 〔天皇の国事行為〕

- 1 正 本肢の内容は、解散権の実質的所在が内閣にあることの根拠を憲法7条に求める見解に対する批判をして述べられているものである。内閣に形式的儀礼的行為を行うことを決定する権限があったとしても、そのことは必ずしもその行為を実施するかどうかの実質的決定権が存在することにはならないというものである。 P. Q. →R2-6-5
- 2 誤 予算は、天皇の国事行為による公布の対象となっていない（7条1号）。 P. Q. →R5-7-1

§ 8 〔皇室財産、皇室の経費〕

- 1 誤 皇室の財産授受は、国会の議決に基づかなければならない（8条）。なお、前段の記述は、正しい（88条後段）。 P. Q. →R5-7-4